

ちとせ子育て特典カード事業 Q & A

【 事業者（店舗・施設等）向け 】

（令和4年2月現在）

Q1) 特典サービスを提供する際に、「子育て家庭であること」を確認する必要がありますか。

特典カードの対象者は、妊婦及び18歳（18歳に達した、最初の3月31日）までの子どもがいる世帯としております。カード裏面の「保護者のなまえ」、「子どものなまえ・生年月」を確認のうえ、特典サービスをご提供いただくようお願いします

これらの記載がない場合には、特典サービスご提供の際に記入をお願いしてください。（妊婦の場合は、その方の氏名のみで結構です。）

また、ご提供いただくサービスの内容上、必要な場合、カード以外の事実を証する書類（母子健康手帳等）の提示を求められますが、その場合は、予め協賛店ステッカーに「カードと一緒に母子健康手帳をご提示ください」などと明記してください。

Q2) 協賛店証（ステッカー・カードタイプ）を貼る場所は決まっていますか。

協賛店証の掲示場所の指定はございませんが、ご協力いただける範囲で、お店の入口やレジ周辺など、お客様に分かりやすい場所に掲示いただくようお願いします。

また、ステッカーとカードタイプの2種類ございますので、両方もしくはご都合のよろしいサイズのものを掲示ください。なお、カードタイプにつきましては、追加で配布することができますので、必要な場合は、担当課までご連絡ください。

Q3) 協賛店ステッカーの特典サービス内容を書く枠には、どのような内容を書けばよろしいですか。自由に記入してよろしいですか。

特典サービスの内容は、市のホームページや「ちとせ子育てネット」、グーグルマップを利用した「子育ておでかけナビ」上で公開しております。「協賛事業所一覧」の「サービス内容」と同じ内容のものを記入してください。特典サービスの内容を変更する場合は、変更届が必要になりますので、担当課までご連絡ください。

Q4) 協賛店ステッカーを紛失した場合や、特典サービスの内容を変更する場合に、協賛店ステッカーの再交付は受けられますか。

協賛店ステッカーを紛失した場合は再交付申込書を、特典サービスの内容を変更する場合は変更届を、それぞれ市に提出する必要がありますので、事前にお問い合わせください。ただし、市から再交付する協賛店ステッカーに在庫がない場合は、ラミネート加工等により代用したものを交付する場合がありますので、予めご了承ください。

Q5) 「どさんこ・子育て特典カード」など他の子育てカードを提示された場合、特典サービスの提供を断ることはできますか。

「どさんこ・子育て特典カード」は北海道の登録を受けた店舗等の特典サービスを受けられる場合に提示するものです。また、平成28年4月からは、国の政策により「子育て支援パスポートの全国共通展開」が実施されておりますので、道外の方からも、他府県のカードを提示される場合が考えられます。（子育て支援パスポートの全国共通展開は、カード表面に下記のマークが表示されています。）

北海道の協賛登録を行っていないことで、特典サービスの提供をお断りいただくことも可能ですが、事業の趣旨や「子育てにやさしいまち」を目指す市の方針をご理解いただき、適宜、可能な範囲でご対応いただくようお願い申し上げます。

子育て支援パスポート
全国共通展開のマーク



市は、「ちとせ子育て特典カード事業」の協賛登録と同様に、「どさんこ・子育て特典制度」への協賛登録を推奨しています。詳しくは、「北海道 結婚・妊娠・出産・育児 総合ポータルサイト『ハグクム』」からご覧ください。

【参加自治体の子育て支援パスポート事業リンク集】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

Q6) 「ちとせ子育て特典カード」の有効期限はありますか。

カード自体の有効期限はございません。

子どもが18歳（18歳に達した、最初の3月31日）まで使用することができることとしています。

※【妊娠中の方・保護者の方向け】のQ&Aについてもご確認をお願いします。

（その他のお問い合わせ先）

千歳市 こども福祉部こども政策課こども政策係

TEL 0123-24-0341（直通）